

■会社法改正

日本公認会計士協会は、「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言」を公表しています。これに基づき政治連盟では、4つの法改正とともに、公開会社法の制定を求めています。

1. 会計監査人の選任・監査報酬の決定について

現行法では、会計監査人の選任・監査報酬の決定は、被監査会社の経営者が有しており、いわゆる「インセンティブのねじれ」が生じています。会計監査人に経営者からのプレッシャーがかからないよう、会計監査人の選任・監査報酬の決定は、経営者から独立した監査役（会）または監査委員会が有する仕組みづくりが必要です。

2. 監査役の機能の強化

会社の業務執行に対する監査機能強化のためには、社外監査役の独立性を一層高め、かつ監査役の資質の向上を図る必要があります。少なくとも1名は財務および会計に関する知見を有することを義務付ける法改正を求めます。

3. 有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化

現行制度では、上場会社は会社法に基づき計算書類を作成し、金融商品取引法に基づき財務諸表を作成しています。二つの財務書類の違いは表示に関するものがほとんどであり、内容に違いはありません。そこで財務情報の比較可能性、有用性の観点から実質的一元化が効率的であり、一元化の方法としては、有価証券報告書の財務諸表の作成により、会社法の計算書類の作成がなされたものとみなす方法を提案します。

4. 金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化

財務情報の実質的一元化と合わせて、金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化も提案します。監査制度の一元化の方法としては、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査により、会社法に基づく計算書類の監査がなされたものとみなす方法を提案します。

5. 公開会社法の制定

コーポレート・ガバナンスに関する議論が高まる中、適切な情報開示や企業統治を担保する仕組みとして「公開会社法」の制定に向けた議論に着手されることは、真に時宜を得たものであると考えられます。

公開会社（上場会社）にふさわしい情報開示のあり方や、資本市場が要求する企業統治の充実に向けて会計監査人の選任・報酬決定の権限を監査役会等に移行する等、当協会の4項目の要望事項を含む「公開会社法」の制定に向けた議論に着手し、早期に成案になることを期待しております。